

(財)女性のためのアジア平和国民基金

**第93回理事会
第74回運営審議会**

平成19年2月

関係資料

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連
1-26

新聞切り抜き
女性・人権問題関連
27-31

従軍慰安婦問題
日本政府謝罪を
米下院議員が決議案
ワシントン共同米下
院の与野党議員は31日、
太平洋戦争中の従軍慰安
婦問題をめぐり、日本政
府に「明確な形で責任を
認め、謝罪する」よう求
めた決議案を提出した。

2007. 2. 1 (金) 8面

U.S. bipartisan group submits resolution on 'comfort women'

WASHINGTON (Kyodo) — A bipartisan group of U.S. lawmakers submitted a resolution Wednesday to the House of Representatives that denounces Japan for enslaving foreign women in the 1930s and 1940s to provide sex for the Imperial Japanese Army.

The resolution, prepared by Democratic Rep. Mike Honda of California and several powerful Republicans, is similar

to four previous resolutions submitted to the House.

However, this one includes several new clauses, including a request that the Japanese prime minister make an official apology for the suffering Japan caused what it euphemistically referred to as the "comfort women."

The resolution says the government "should formally acknowledge, apologize and ac-

cept historical responsibility in a clear and unequivocal manner" for its acts.

Liberal Democratic Party lawmakers who want Tokyo to change its official statement on the comfort women issue will send people to the United States around early May to try to stop the resolution from passing.

The group claims the army did not force women to provide

sex and wants the 1993 apology delivered by then Chief Cabinet Secretary Yohei Kono that acknowledges that the army forced women into sexual servitude for its soldiers in Korea, China and elsewhere in Asia, to be amended.

The last of the four resolutions was the first one to get beyond the House International Relations Committee, which passed it in September,

but it failed in the House, voted down by Republicans who held a majority in the chamber at the time.

However, the new resolution will likely clear the now Democrat-controlled House because Speaker Nancy Pelosi, a Democrat who wields enormous influence during House deliberations, has been supportive of the past resolutions, according to congressional sources.

2007.2.2 JT 1

[聯合ニュース 2007-02-01 06:49]

米下院に慰安婦決議案、再提出

ホンダ議員主導、ペロシ議長が支持

(ワシントン＝聯合ニュース) ユン・ドンヨン特派員＝ 昨年米下院の外交委員会だけを通過して本会議上程が失敗に終わった超党派的な「従軍慰安婦」決議案が、31 日午後再び提出された。

決議案を主導した日系のマイク・ホンダ(民主・カリフォルニア)議員は、他の民主、共和の議員 6 名の共同署名を受けて決議案を提出したと米議会の消息筋が語った。

この決議案は、日本政府が従軍慰安婦問題に対する歴史的責任を明確に認め、これに関して現在と未来の世代を教育しなければならないと求めた昨年の決議案と類似の内容を盛り込んだものと判明した。

議員たちは当初決議案に「賠償」問題を取り上げようとしたが、これに反対する米國務部の意見を受け入れ、この表現を含んでいないと伝えられた。

米行政府は、第 2 次大戦の時に日本軍に捕虜として捕らえられた米軍が、強制労役に対する賠償を要求したのに対して、日・米間の賠償問題は、両国間のサンフランシスコ講和条約ですべて解決されているという立場をとっている。

一方、今回の決議案は、民主党が議会の多数党を占めている中で、トム・ラントス外交委員長とナンシー・ペロシ下院議長が、慰安婦決議を積極的に支持することが分かっており、下院本会議で採択される可能性が大きい。

昨年は決議案が国際関係委(外交委の前身)の全体会議を通過したが、デニス・ハスタート(共和)の下院議長(当時)が、本会議上程を延期したことにより、第 109 代会期の終了とともに廃棄された。

2) *****

[京郷新聞 2007-02-01 18:51]

「日本総理が慰安婦に謝罪しろ」米下院決議案再び上程

韓・日政府間で未決状態で残っている従軍慰安婦問題に、米下院議員らがまた腕まくりして取り組んだ。

マイク・ホンダ(民主・カリフォルニア)議員をはじめとする民主・共和党議員 7 名は、31 日(現地時間)日本政府が総理名の公式声明を通じて、日帝の軍隊によって強行された「従軍慰安婦」問題に対して謝罪することを求める決議案を提出した。

決議案は、日本政府が従軍慰安婦の存在を否認する主張を、明白に公開的に排撃することを要求した。また、日本政府が現在および未来の世代に日帝が犯した恐るべき犯罪について教育することと従軍慰安婦に対する国際社会の勧告を受諾することを求めた。

今回の決議案は、特に日本総理の公式謝罪を要求して、昨年 9 月の下院国際関係委員会で採択した従軍慰安婦決議案が、「日本政府の歴史的責任認定」の線に留まっていたのに比べ、一層強くなっている。

昨年の決議案は、デニス・ヘスター下院議長(共和)が本会議上程を先送りすることによって、109 代会期の終了とともに廃棄された。しかし、110 代議会では、日本総理の靖国神社訪問と歴史歪曲を公開糾弾してきた下院外交委トム・レントス委員長とナンシー・ペロシ下院議長が積極的に支持しており、本会議採択の展望が明るいと観測されている。

ホンダ議員は発言録で、日本の自民党内で河野洋平元官房長官が 1993 年に日本政府および日本軍の関与の事実を認めた政府声明を撤回しようとする動きと日本政府が教科書でこの問題を希釈しようとする努力が行われていると指摘した。

決議案は、特に日系のホンダ議員が提案したという点で説得力を加えていると見られる。

米下院の過去事清算の努力は、昨年の米東部地域同胞社会の発議で点火され、同胞運動の新しい扉を開いた。同胞社会唯一の政治ロビー団体であるニューヨーク・ニュージャージー韓国人有権者センターは、先月 12 日下院議員 435 名に支持要請書簡を発送するなど積極的な活動を繰り広げている。
(ワシントン) 金ジンホ特派員)

3) *****

[聯合ニュース 2007/02/01 08:42]

米下院の慰安婦決議案、「日本の総理が公式に謝罪すべき」

日系のホンダ議員主導の超党派決議案、ペロシ議長も支持

(ワシントン＝聯合ニュース) ユン・ドンヨン特派員＝ 米下院議員らが 31 日従軍慰安婦決議案を議会に提出し、従軍慰安婦に対する「歴史的責任を、日本政府が明確に公式認定し、謝罪し、受け入れること」を求めた。

日系のマイク・ホンダ(民主・カリフォルニア)議員をはじめとして、民主党と共和党の議員 7 名が共同署名した決議案は、特に「この公式謝罪は、日本総理が総理の資格で公開声明を通してなされるべきだ」と釘を刺している。

決議案はまた、従軍慰安婦の存在を否認する主張を、日本政府が「明白に公断的に排斥」することと「現在と未来の世代に、この恐るべき犯罪行為に関して教育し」、「従軍慰安婦」に関する「国際社会の勧告に従うこと」も合わせて求めた。

この決議案で日本政府の公式謝罪と総理名義の声明の発表などを求めたのは、昨年 9 月に下院の国際関係委員会で採択されたが、本会議への上程が不発になった決議案が、「歴史的責任をあいまいな形ではなく認め、受け入れるべきだ」と述べているのに比べ、はるかに強い内容だ。

この決議案は、特に米議会で慰安婦問題が浮上した後、日本政府と自民党をはじめ、右派の間で1993年の日本政府の強要と日本軍の関与を認める日本政府の立場を発表した河野洋平(当時)官房長官の声明を撤回して否認しようとする動きが起きていることを指摘して、強力に批判した。

ホンダ議員は、決議案とともに提出した発言録で、自身が日系でありながらも、この決議案の採択を主導する主要な理由の一つとして、第2次大戦当時、幼い年にアメリカにいらしていたが、日系という理由だけで米政府によって強制収用所に閉じ込められた経験を挙げ、「私は、私たちが過去を忘却してはならず、政府の行動を通じた和解が永続的だということを直接経験して知っている」と語った。

ホンダ議員は、米議会在1988年に「市民自由法」を通じて、日系の米国人に対する第2次大戦当時の米政府の措置に関して公式に謝罪した事実を想起させ、「この決議案は、このように、和解を勧め、和解の機会を提供するためのもの」であって、「日本たたきや侮辱する目的ではない」と強調した。

彼は、ナンシー・ペロシ議長に向い、従軍慰安婦の「くびきを抱いて生きている数少ない生存者たちが、今倒れていっている」とし、「私たちは、この決議を通して、彼らが心の平和をいくらかでも得ることができるように、助けるべきだ」と語った。

決議案は、日本政府の「賠償」問題に直接言及していないが、「国際社会の勧告に従うこと」を求めているのには、この意味も事実上含まれものと見られる。

米 국무部は、第2次世界大戦の時に日本軍に捕虜として捕らえられた米軍人たちが、強制労役に対する賠償を日本政府に要求する訴訟を提起したことに関し、日・米間の賠償問題はサンフランシスコ講和条約ですべて解決されたという立場を取ってきた。

国務省はこれに従い、日本軍の従軍慰安婦問題に関しても同じ立場に立ち、決議案に「賠償」の表現が入ることに反対したことが分かった。

一方、民主党が議会の多数党を占めている中で、民主党所属のトム・ラントス外交委員長とナンシー・ペロシ下院議長が、慰安婦決議案の採択を積極的に支持することが知られ、下院の本会議で採択される可能性が大きいという展望が出ている。

しかし日本は、マーク・フォーリー(民主)前下院議長をロビイストとして雇用するなど、政府と自民党の両方がこの決議案の採択を防ぐための対米外交に総力を傾けていることが知られている。

昨年は、決議案が国際関係委(現外交委の前身)の全体会議を通過したが、デニス・ハスタート(共和)下院議長(当時)が、本会議への上程を先送りすることによって、第109代会期の終了とともに廃棄された。

4) *****

[中央日報 日本語版 2007.02.01 17:57:31]

従軍慰安婦決議案、米下院通過の可能性も

「日本軍従軍慰安婦の希望は大きなものでない。日本政府が犯罪事実を認め、謝罪し、歴史的責任を取ることを望んでいるだけだ。和解するためには過去を忘れてはならない」。

日系のマイク・ホンダ米下院議員(65、民主、カリフォルニア)は先月31日、従軍慰安婦決議案を下院に提出し、このように述べた。決議案は、日本が従軍慰安婦に加えた集団強姦と強制堕胎、人権じゅうりんは

史上類例がない残酷な蛮行だったと指摘、日本政府が公開的に歴史的責任を認め、日本首相が公式声明を出して謝罪することを求める内容だ。

ホンダ議員は、昨年パーキンソン病で引退した同党のエバンズ元下院議員の意志を引き継いで今回、決議案を出した。エバンズ氏が昨年提出した同じ趣旨の決議案は下院国際関係委員会を通過したが、親日派

である当時のハスタート下院議長(共和)が全体会議上程を拒否したことで採択されなかった。エバンズ氏の決議案を積極的に支持したホンダ議員は今回、ワットソン議員(民主)、ロイス議員(共和)ら下院議員6人とともに再び決議案を提出した。

ホンダ議員は「日本では93年に従軍慰安婦に対する責任を認めた河野洋平当時官房長官の声明を撤回しようという動きがあり、日本のいくつかの教科書は戦争犯罪を縮小しようとしている」とし「日本政府は、日本国内で出ている『慰安婦の性奴隷化と人身売買はなかった』というの主張に対して公開的に反論すべきだ」と要求した。「日本政府は現在と未来の世代にこの犯罪について知らせ、国際社会の勧告に従うべきだ」とも述べた。

今回の決議案は、「日本政府は歴史的責任をはっきりと認めるべきだ」というエバンズ決議案に比べ、要求の程度がはるかに強い。日本は下院の決議案採択を阻止するため民主党の大物であるフォーリー元下院議

長をロピイストとして雇用した。しかし同じ党所属のペロシ下院議長は決議案を支持しており、全体会議を通過する可能性も高い。

ホンダ議員は決議案を出しながら、ペロシ議長に「元慰安婦の生存者らが心の平和を得られるよう、われわれが助けるべきだ」と述べ、「決議案は、正義を要求する元慰安婦らの声を米国が聞いていることを示すものだ」と強調した。(ワシントン＝李相逸(イ・サン イル)特派員)

「強制連行調査」ネットワーク・メーリングリストより

和解のために

著者 朴裕河さん

教科書、慰安婦、韓国、独逸（竹島）。日韓不信の背景にある、触れたいことをそつな四つの歴史問題を正面から論じた。日本に加害者としての憤みを求めつつ、韓国にも被害者の度量を呼びかける。「あえて火中の栗を拾う」（上野千鶴子氏の解説）勇気ある一書だ。

韓国・世宗大学の日本文学科教授。執筆のきっかけは日本を責める韓国側の視線だった。日本が反省さえすれば問題は解決するのか。若い世代は日本文化に好意を持つ一方で、学校や報道で知った日本像との差に戸惑っている。

「韓国はどこかで日本にやり返したい」という意識を持っている。小説やインターネットの言説は暴力的です。問題の本質は何か。日韓に戦争の起こる可能性は十分に満たないだろうけれど、その1歩のために書きたいと思いました」

日韓のキーワードを主題にした授業を基に、05年に韓国語版を出版。今回の日本語版では、日本への批判を加えた。韓国人の韓国批判をほくそえむ一部の風潮の逆を行ったのは、その

加害者の慎み、被害者の度量

場に必要な本にしたかったからだ。結果として「日本の知識人とも、日本政府とも、韓国政府とも、韓国の知識人とも意見の違ふ本になった」と語る。

例えば、「慰安婦」の章ではタブー視されてきた韓国の女性団体の問題性に切り込み、償い事業を担ったアジア女性基金の意義と限界も指摘した。

国家補償をめざした女性団体の要求は原則的に正しいが、被害者の意思を抑圧する暴力になったのではないか。一般の募金に拠った女性基金の事業は、国家の責任とともに国民一人一人の責任を考えるうえでよい示唆を与えたと評価できる。それを考えない限り戦争を自分の問題とはとらえられない、と……。

「慰安婦問題が浮上した90年代の前半、韓国は戦後日本の歩みなど全く分かっていなかった。基金側にも植民地支配をへた国の人びとに対する配慮がほしかったと思います」



文・岸俊光
佐藤久訳、平凡社・2310円……

2007.1.21 毎日 11面

猪俣恒三

⑦

小泉純一郎前首相は、破た。一方、安倍政権は壊れた。後、日本をどうするか方向性を打ち立て、その方向性に向けて日本を良くしたいという理念型、創造型の政治を目指している。

安倍政権は、国民に分かりやすいが、これから作ることはあとになって、なる

下村博文氏 (52)

しもむら・はくぶん 昭和29年、群馬県高崎市生まれ。早大教育学部卒。平成元年に都議初当選、8年に衆議院東京1区から出馬し、当選後は文部科学政務官や自民党副幹事長、青年局長などを務める。当選4回。

昨年9月の安倍内閣発足に伴い官房副長官に就任。塩崎恭久官房長官や渡辺喜美行革担当相、根本匠首相補佐官は、平成12年7月に自民党若手議員で結成した「自民党の明日を創る会」の仲間。学習塾経営の経験を持ち、教育改革がライフワーク。今後は首相を支える官房副長官として、安倍内閣の政策をどう国民に理解してもらうかや党を納得させるか、メッセンジャーとしての役割の重要性が増しそうだ。

保守主義で反転攻勢



ほそろたつたのかと分かった保守主義」という新るが、安倍首相は、慰安婦たな理念、価値観の中で教育、経済、少子化対策、社会保障政策などを打ち出し、政策で反転攻勢を仕掛けた。それを通常国会で明らかにしていきたい。

保守主義とは何かを改めて私が論文的にまとめ、安倍内閣における開かれた保守主義とは何かを明らかにし、首相の補佐もしっかりしていきたい。

一部は保守派に誤解があるが、安倍首相は、慰安婦や強制連行したというような誤解の強制性はない。たう、安倍首相は予備委員会を審判している。だいたい、従軍慰安婦という用語自体が当時なかった。現在、自民党の「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」で河野談話を検証し直す動きが出ているので見守りたい。

教育再生会議が昨年12月に公表した第一次報告の骨

一方、日本の官憲が無理やり強制連行したというような誤解の強制性はない。たう、安倍首相は予備委員会を審判している。だいたい、従軍慰安婦という用語自体が当時なかった。現在、自民党の「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」で河野談話を検証し直す動きが出ているので見守りたい。

子案は、少し周りに配慮しすぎている。本来、首相が官邸主導で再生会議を設置した精神は、再生案には十分に入っていない。賛成せず、大胆な考えをとりまてて生かせるようさらに努力してほしい。

教育基本法改正を受け、その精神を具体的に下位法令の中でどう生かしていくかが問われている。一つは

どんな政権でも長所短所がある。それは、本来の安倍政権の長所は「チーム安倍」だ。それをどう生かしていくかが今年に問われる。

(聞き手 尾崎良樹)

番組改変

NHKに賠償命令

東京 高裁 政治忖度認める

従軍慰安婦問題の特集番組に改変があったとして、取材に協力した市民団体「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク（ハウネット）がNHKと制作会社「社」に計四千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が二十九日、東京高裁であった。南歌文裁判長は制作会社「社」に百万円の賠償を命じた一審東京地裁判決を棄却、NHKと制作会社「社」に計三百万円の支払いを命じた。南歌文裁判長は「NHKは制作会社を排除し、担当者の制作方針を離れてまで、国会議員などの意図を忖度（そんたく）して当たり障りないように番組を改変した」と指摘した。NHKは即日、上告した。訴訟関係の両社説明面

NHK即日上告

南歌文裁判長は判決の中で「憲法で保障された編集権の乱用で、自主性、独立性を内容とする編集権を自ら放棄したに等しい」とNHK側の編集姿勢を厳しく批判した。判決はまず、「取材経

過などに特別な事情がある場合、番組編集も一定の制約を受け、取材対象者の番組内容に対する期待と信頼は法的に保護される」と一般論を示した。NHK側が番組を改変した経緯に照らし、「周到な取材と市民団体の協力に寄与すると、（番組理由を述べた。

組の柱となった「女性」の制約を受け、放送当日には、放送総局長が元慰安婦の証言シーンなどの削除を指示した」として、NHK上層部の主導で行われた経緯を認めた。また南歌文裁判長は、「番組が事前の説明とかけ離れた内容になる」との説明

て介入した」と主張。政治家の関与も焦点となったが、南歌文裁判長は「NHK側との面談の際、政治家が一般論として述べた以上に、番組に關して具体的な詰りや示唆をしたとまでは認められない」と番組への直接の関与は認めなかった。

NHK広報局の話し合いは番組編集の自由を過度に制約するもので、到底受け入れられない。NHKは放送開始まで、放送法の趣意にのっとり、政治的に公平であること、意見が対立している問題について、できるだ



NHK番組改変問題
NHKは放送開始まで、放送法の趣意にのっとり、政治的に公平であること、意見が対立している問題について、できるだけ多くの論点を明らかにするため、公正な立場で編集を行った。裁判所の判断は不当な忖度によるものではない。

時性暴力」を放送したが、取材に協力した市民団体は同年7月、内容が当初の説明と大きく異なり、番組は改変されたとしてNHKなどに損害賠償を求めて提訴。朝日新聞は05年1月「政治的圧力で改変」と報道した。政治家とNHKは否定し、朝日新聞が誤報した「NHK報道委員会」は同年9月「政治家がNHK幹部を呼んだ」と報じた部分について「取材が十分だったといえない」と取り上げた「問われる報道の真実」を示した。

NHKに
賠償命令

「編集の自由、一定の制約」 運用次第で悪用も

解説

「特別な事情があれば、編集の自由といえども一定の制約を受ける」とした今回の判決は、取材対象者の意に沿わない報道を妨げる意図で適用された場合、報道の自由を侵害する危険性もはらんでいる。

提起した市民団体側も、当初から「もろ刃の剣」と位置づけてきた。市民団体側は「(報道への期待権や説明義務という概念は)非常に危なっかしいからこそ、私たちは制約が認められる場合の要件を絞ってきた。判決は適用されないぎりぎり

ぎりで法的に救済して「れた」とする。判決は「番組の編集や制作が不当に制限されることであってはならない」と前提し、その上で「改変の事実経過を細かく検証し、国会議員面会後の『編集権を自ら放棄した』と判じ」改変に

ついては、権利侵害や義務違反を認めた。二審開始後に朝日新聞がNHK幹部と政治家との面会を報道。高裁は結審を延期し、内部告発をした当時の長井晴彦ららの証人尋問を行うなどして改変の経緯を検証した。制作会社一社にしか賠償を認めなかった一審と比べ、今回NHK本体の責任を認めたのは、こうした背景がある。

だが一方、今後の運用(社会部・出田園生)

次第では悪用の可能性はゼロとはいえない。原告側代理人の飯田正剛弁護士は「政治家や官僚が勝手に判決を利用して報道の自由を制限しないように監視していかなくてはならない」と指摘する。

2007. 1. 30 東京(朝) 3面

番組改変訴訟の控訴審で、東京高裁はNHKの政治的配慮による改変だったと認定した。政治と報道が信頼されるためには、報道機関と政治家が懸念を抱かれない距離を保たなければならない。

番組改変

従軍慰安婦問題を扱ったNHK教育テレビの番組は、問題の責任を追及する市民団体が、取材協力の前提として説明を受けた企画内容と異なる内容だった。いったん完成の後、本来は番組制作に無関係な幹部が介入して修正した結果である。

NHKは政治と距離を

果たさなかった。

それ自体、異常なうえ、政治家の介入が疑われたが、高裁判決も政治的改変だったことを認めた。問題の本質はここにある。改変させた幹部は、政治との距離がNHKに対する信頼にかかわることを認識していなかったのではないか。

高裁判決の骨子はこうである。

報道機関には報道の自由、編集の自由があり、一般論としては取材対

象の意に必ずそわなければならないものではない。しかし、あらかじめ企画内容を説明し、それを条件として全面協力を得た、このケースの場合には企画を実現する義務があり、実現しなかったときは理由などを説明する責任がある。NHKはいずれも

こんなNHKの受信料支払いを義務化したり、司法の力を借りて強制的に取り立てることに、幅広い支持を得るのは困難だろう。

政治の側も自覚、自戒を迫られている。

判決は「NHK幹部が国会議員の発言を必要以上に重く受け止め、その意図を付随した」「政治家が一般論として述べた以上に番組に關して具体的な話や示唆をしたとまでは認められない」と慎重な認定をした。

NHKと政治家

の日常の關係に照らせば、政治家の発言はもっと具体的に事実上の介入だったであろうことは容易に推察できる。だが、判決通りたとしてもNHK側が無視できなかった事実は多い。政治の側も報道機関との距離を保つべきことを物語っている。

NHK側も政治家も、昨年春に制定した新放送ガイドラインの「放送の自主自律の堅持が信頼の生命線」という条項を肝に銘じるべきだ。

2007.1.30 東京(朝) 5面

NHK改変訴訟

政治との密着指摘

以前から疑惑たびたび

番組内容の改変を行う 團

そもその動機が政治家への配慮だった。二十九月に東京高裁で下された、従軍慰安婦問題の番組を巡る訴訟の判決は、さには、かねて疑いの目向けられてきた。

一九七六年には、元郵政事務次官の小野吉郎会長の、ロッキード事件で逮捕後保釈された田中角栄元首相邸を訪問して批判を浴び、引責辞任。島根となる事態を招いた。た経験を重ねて明らかにした川崎氏は「受信料の」相手側の発言を必死に「相手側の発言を必死に」意図を付度（そんたく）してできるだけ当たり障りのない番組にするために修正が繰り返された。桂次元会長は著書「シマと認定した。時の政権党の顔色をつかかって行動するとささやかれてきたNHKの、体質的な弱さを、司法の場でも明確に指摘された。（○面）注目されていた二〇〇

立つ」と、政界からの圧力がますます強まっていた。事態に懸念を示した。

2007. 1. 30 東京(朝) 14面

全面勝訴沸く原告

『**圧力**』も暗に認定』

[illegible]

日午後、東京・有明公園の明治倶楽部で

[illegible]

識者の声

[illegible]

NHK番組改変の経緯(東京高裁判決より)	
2000年10月ごろ	制作会社がワイネットに 取材申し込みの2ヶ月間 に及ぶ取材開始
12月	「日本軍性奴隷制を禁く 女性的人権回復法」開議
2001年1月24日	NHK映像番組部部長 等
26日	NHK松尾雄道議員より 試写 修正 通常の4分 版
29日	松尾雄道議員より試写 修正 43分版に
30日	松尾雄道議員が元慰安 婦証言など内容指示 40 分版に RTV200「四つねの戦 争性暴力」放送

番組内容の変遷明らかに

N日Kの責任を認め、つた。
 す、製作責任への帰属の
 みを認めた東京地裁判決
 から三度まで、
 一言「は異なり、高城
 の責任では」原告側全て
 が変更された。と内
 部見聞した當時の遺言の
 デスク長井氏の言葉な
 りで、遺言内容の「実
 面」が明らかになってい
 ずれも当時「が立ちあつ
 て騒がせられた二〇〇
 一年二月二十六日以降、
 阿部正樹氏と西沢安樹
 二人の証言シーンなどの
 創設されたわけが、被告
 側の責任を認め、つた。
 三十三日に至るまで、「著
 初の本件騒動の顛末とは
 をぞわなひ」欄からなま
 れた「阿部正樹」が統一
 と続けた。

[illegible]

NHKに賠償命令

「政治家意図そんたく」

番組改変 東京高裁判決

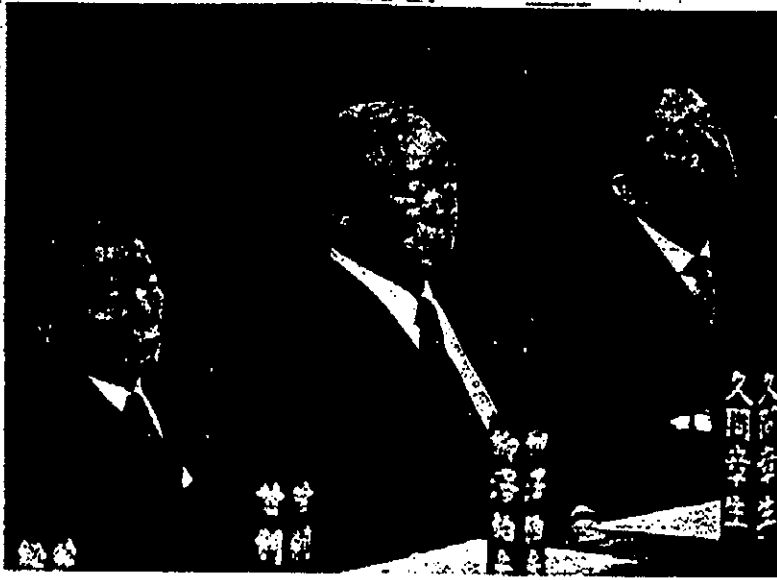
東京地裁の判決に不服するNHKの番組をめぐり、東京高裁が「政治的圧力で番組内容を改変させた」として、NHKに改変したNHKと制作会社との4000万円の損害を求めた訴訟の判決が29日、東京高裁であった。NHKは、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。NHKは、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。

NHKは、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。

NHKは、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。NHKは、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。

1審・東京地裁判決（2006年12月）は、取材をめぐり、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。NHKは、NHKが放送前に放送内容を変更したとして、制作会社と共同で「相手の意図をめぐり、その意図をめぐって改変した」と主張してNHKに損害賠償を求めた。

久間幸次郎



東京本会議に出席する、（右から）安倍晋三首相、久間幸次郎、橋本龍太郎首相。国会内で29日午後1時7分、藤井太郎撮影

政治に弱いNHK

高裁「予算意識し修正」指摘

NHKの番組改変問題をめぐり東京高裁判決は、政治に弱いNHKの姿勢を明確に指摘した。NHKは国会議員への予算の事前説明を「通常業務」と位置づけ、その際に個別番組について問われれば説明するという姿勢を貫いてきたが、判決はこれに疑問を投げかけた形だ。「丸山進、坂口裕彦」

判決は、番組が放送直前に修正を繰り返した点について、当時の幹部の発言を挙げて「番組が予算意識等に影響を与えているのではないか」と指摘した。制作部門の職員からは「現場からはなかなか目に見えなかった。政治の場がよややく姿を現した気がする」と、判決を率直に受け止める声も上がった。

実際、NHKは予算を審議する政治家の意見に動揺した。制作現場で働く職員も「予算の国会審議や大きな選挙がある時は、政治的に微妙なテーマは扱わないという暗黙のルールがある」と感じて

いたと話し、別の職員も「予算のこともあり、をくみ取りすぎるといふ」

と話し、別の職員も「予算のこともあり、をくみ取りすぎるといふ」

東京高裁判決（要旨）

NHK番組改変訴訟の東京高裁判決の要旨は次の通り。

△期待を向け特段の事項

放送事業者の編集の自由は憲法上も保障されるべき権利で、取材対象者が番組に何らかの期待を抱いたとしても、番組の編集、制作が不当に制限されてはならない。他人の編集されることは、取材対象者が取材に応じて、取材の趣意決定の要因となり得る。この趣意を考えると、ニュース番組とは異なり、本作のよ組とは異なるという暗黙のルールがあると感じて

められる。

△期待、信頼の侵害と理由

放送された番組はドキュメンタリーとはいえない。原告らの期待と信頼を侵害するといふべきである。NHKは01年1月26日、放送委員会が予定されている松尾武放送総局長、国会担当の野島直樹総編集長、松尾局長が立ち会って録写を行い1回目の修正がされ、修正版について現場を外して2人と伊東徳子番組制作局長、吉岡民夫教養番組部長のみで協議し、その指示でほぼ完成した番組になった。さらに放送当日に松尾総局長

から旧日本軍兵士と元慰安婦女性の証言部分の削除が指示され、最終的に番組を完成しており、本件番組は制作に携わる者らの制作方針を離れて編集されていったことが認められる。

その理由を検討すると、番組放送前に右翼団体から抗議されNHKが敏感になっていた折に、予算の国会承認を得るため各方面へ説明する時期と重なり、番組が予算に成に影響を与えないようにした点の指摘から、説明のため松尾総局長と野島局長が国会議員と接し、相手から番組制作は公平・中立である

政治家の意向に沿った変更を認めたと大きなポイントだ。編集制作の責任は下請けの制作会社よりもNHK本体にあると語った。

首相「政治家不介入、明確に」

安倍首相は20日夜、首相官邸で記者団に「政治家が介入してない」という判決が明確に下された。向こう側（NHK）が会いたいと言ったので、私はいつ放送するかは分からない」と語った。番組内容について、

改めて不快感を示した。

り、内容や変更を取材対象者に説明する義務を負う。本作で原告は番組内容に期待と信頼を生じ、特段の事項がある。被告が説明義務を果たさなかった結果、原告は番組からの離脱や番組申し入れの手段を取れなくなり、法的利益を侵害された。

NHKは番組改編を実際に決定して行い、放送したことから、原告の期待と信頼を侵害した不法行為責任を負い、説明義務を怠った責任を負う。

NHKは制作担当者の方針を離れてまで国会議員の意向をそんたくして改編し、責任が重大であることは明らかである。

ことを明確に認めた点も一審と異なる。NHKと政治家は改めて責任の重さを肝に銘じてほしい」と語った。

「首相「政治家不介入、明確に」

番組改変 NHK敗訴

「期待権」両刃の剣

「画期的」沸く原告ら

「期待権」を主張する原告ら。NHKは番組改変の20日の東京地裁判決を争い、原告らの訴えは却下された。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。

原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。

報道機関の萎縮を懸念

原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。

原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。

原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。



会合する原告の代表者（左）とNHK代表（右）と東京地裁で29日、米田裁判長

原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。

原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。原告らは「期待権」を主張し、NHKは「期待権」を主張しない。

産経抄

従軍慰安婦問題を扱った番組をめぐる訴訟で、東京高裁が、NHK側に200万円の影響料の支払いを命じた控訴審判決は、どうにも理解しがたい。NHKによる番組内容の変更は、制作に協力した民間団体の「期待と信頼」に反する行為だといふのだ。▼争点は、「期待権」なる耳慣れない権利だった。過去の例を採ると、故郷に帰る地元村営ホテルに就職したもの、2カ月で解雇された男性が慰謝料を求めて起こした訴訟がある。裁判所は、65歳程度まで勤務できると説明を受けた原告の

「期待権の侵害」を認めた。▼メディアの世界に適用されたのは、今回の訴訟の上審判決からだ。番組や記事が取材された側の期待通りというのか。こんな権利がまかり通ったら、報道の自由もへたぐれもない。▼番組を見た裁判官の感想も聞いてみたい。番組で取り上げられた「女性国際戦犯法廷」は、昭和天皇を弁護人なしで、「強姦と性奴隷制」の責任で断罪していた。訴訟を起こした団体は主権する、露骨な政治ショーだ。北朝鮮の工作員が検事役で参加していたとの指摘もある。▼朝

日新聞が、政治的圧力による改変と報じ、NHKとの間で繰り広げられた仕組バトルも記憶に新しい。裁判では「正力」の存在は否定され、政治家は公正中立な番組作りを求めただけだという。ならば、公共放送として可能な限り番組の偏りを正すことに何の問題がある。覆液にのせること自体がおかしい番組だった。▼こうなったら、番組内容と改変の是非を改めて検証し、視聴者に裁いてもらいたいだろうか。その姿勢に共感が広がり、受償料の不払いが広がるかもしれない。NHKにもそんな「期待権」があつていい。

2007.1.31

2007.1.31 産経1面

NHKに賠償命令

番組改編訴訟 政治家介入は否定

東京高裁

NHK教育テレビが放送した戦争特集番組を巡り、制作に協力した民間団体などが「放送前、当初の説明とは違う趣旨に内容を変更された」として、NHKと制作会社2社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が29日、東京高裁であった。南蔵文雄判長は、「NHKは国会議員などの『番組作りは公平・中立であるように』との発言を必

要以上に重く受け止め、その意図を付随し、当たり障りのないように番組を改編した」と認定し、民間団体側の期待と信頼を侵害したとして、NHKと制作会社2社に計200万円の賠償を命じる判決を言い渡した。NHKは即日上告した。一方、この番組に関して朝日新聞が2005年1月、「政治家介入で内容が改変された」と報道したことか、控訴審では政治的圧力の有無が争点となったが、判決は「(政治家が)番組に関して具体的な助言や示唆をしたとまでは認められない」と介入を否定した。天皇を「有罪」とした箇所などを省いて放送した。判決は、放送事業者の「編集の自由」について、「取材対象者から不当に制限されてはならないとする。一方で、ドキュメンタリー番組や教育番組は、取材経路などから一定の制約を受ける場合もある」と指摘。「NHKは次々と番組を改編し、パワネットの期待とかけ離れた番組となったのに改編内容の説明も怠った」と、NHK側の責任を認めた。

△解説と関連記事38面△

2007. 1. 30 読売(朝)1面

NHK訴訟判決

「期待権」判断はおかしい

NHKが放送した戦争特集「番組をめぐって」の訴訟で、東京高裁が判決を不服として、直ちに高裁が言い渡した判決は、政・メシタリ番組などの放送のさい、政治家の圧力による番組改変は、編集の自由を、どの程度まで認めるか否定したが、「編集の自由」を注視したい。

平成13年1月に「E.T.V.2001」間

われる戦時性暴力」とのタイトルで放送した。旧日本軍の「従軍慰安婦」問題を特集したドキュメンタリー番組の内容をめぐって訴訟がおきた。

取材に協力した女性団体などが、NHKと下請けの制作会社2社を相手として、「NHKの責任は重大」と、番組内容が大幅に改変されて放送されたこと、東京地裁に提訴した。

では、下請け制作会社1社のみが責任を問われ、NHKについては「編集は報道の自由の範囲内」との判断で賠償責任を認めなかった。

控訴審の争点は、取材を受けた側が取材の結果を意図する通りに使用されることを期待する権利、いわゆる「期待権」をどの程度まで認めるかどうかだった。また、2審の結審直前に朝日新聞が政治家の圧力、で番組が改変されたと報道し、政治家の番組への関与の有無も大きな焦点となった。

期待権については、条件付きながら、取材の結果を意図する通りに使用されることを期待する権利、いわゆる「期待権」をどの程度まで認めるかどうか、とはいえず判決によると、NHK幹部が「政治家の言葉の意図を忖度し、当たり障りのないような番組にした」としている。もっとも、この番組自体が公共放送としてふさわしいものだったかどうか疑問である。

<2007.1.31>

2007.1.31 産経 2面

番組改編
賠償命令

偏重で「編集の自由」制約

訟で、東京高等裁判所に上訴し、判決は、「編集の自由」に關し、放送者に對して、取材の自由、編輯の自由の拂却として憲法違反で取材対象者の意見に疑問が生じた場合は、當面は放送内容を異なるところに出でなくてはならぬ。

合謀、契約を交はせるに、番組の編集、制作が不当に制限される正當な理由があることが認められ、内容が違ふことが認められることになり、更に、原告の主張する「期待権」を過剰に主張

材を受けた間が、取材結ならないと指摘した。に

原告、全面勝訴
NHK「承

荷損）を条件付きで認め、過番船とは区別した上で、

た結果だが、この「期待」
取材経緯や、取材者と取材
判決を翌日、パウネット
が否定された点について
「日力」のうち半面

海の自由を制限しかねない。がある場合は、取材対象者寄クランプで会見。西野翔英の問題。一(NHK側が)

この目的は、原田朝陽があるとした。斯うして良い内容、NHK編を行なったと、暗に市

しかし、放送事業者側には公共放送の責任を押しつけてと読み取れる。

の立場から述べたように、
スナタリ（世間）と教養層（
保産層）とを区別してしま
い、
政治家との近き交際と、
判決を好意的に解釈

に、従来の「相乗の自由」でもうひとつ、番組内容に答へた。また、政治家の介入。一方NHKは、判決

現代理人の一人でさえも、つたもので、裁判所の判断を文書で求めるなどとはな一方、朝日新聞も、Nが「虚偽報道」などと論じたことに対し、訂正謝罪を求める通告書を送

NH₂と心酬
など激しい応酬が続い
る、双方とも息を詰

問題の番組を巡っては、切らなかった。

朝日新聞が2005年1月23日刊行で、安齋三喜の文庫版は同年9月

房副長官（当時）と中川昭呼びだしたと報じた点を

衆院議員が放送日の前日について、取材が不十分

「偏った内容だ」と不正と信じた相当の理由がある

力をかけたため、内容が「改た」とする第三者機関の

度して續業したと一方的に對し、安橋、中川両氏ははしなかった。

に断じているが、NIKKは報道内容を否定。NIKKも朝日新聞に抗議する正立も、NIKK上の方針は、29日の高裁判決は、「

公正な立場で編集を行
に、謝罪と訂正記事の掲載
家が一般論として述べた

「政治が介入していないことが極めて明確になった。報道の自由は政治家は常に頭に入れなければならないが、『圧力をかけた』と言いつついながら（それが）間違つ

ていたのだから、間違っ

機関ではないかと朝日新

間を批判した。舊相馬邸で

自民党の中川政嗣会長

も、「私はきんちゃんとした証

NHK関係者と一切会って

いない、話し合いも圧力も
かすようがよい」上へ登る

ている。事実無根の報道

で大惑惑している被害者

否定した。

2007. 1. 30 晴

NHK stung by censorship suit appeal

Court links politics with deletion of Hirohito verdict in sex-slave program

By JUN HONGO
Staff writer

The Tokyo High Court on Monday expanded on a lower court ruling and ordered NHK and two production companies to pay damages to a women's rights group for altering the content of a documentary on a mock tribunal over Japan's wartime sexual slavery.

The lawsuit demanding ¥20 million was filed in July 2001 by the nongovernmental organization Violence Against Women in War-Network Japan (VAWW-NET Japan). It targets NHK, subsidiary NHK Enterprises 21 Inc. and subcontracted production firm Documentary Japan Inc.

The suit has been closely watched because the NGO claimed NHK censored or otherwise altered part of the 2001 program after being pressured by heavyweights in

the Liberal Democratic Party, including Shinzo Abe, who is now prime minister, and Shoichi Nakagawa.

The defendants were ordered to pay ¥2 million.

The plaintiffs alleged that the TV program they co-created was diluted by rightist and political pressure and modified significantly from what the NGO had earlier agreed to create.

At the center of the case is a segment that was deleted by NHK in which the tribunal

found the late Emperor Hirohito guilty of allowing the institutionalization of sex slaves, known euphemistically as "comfort women."

The focus of the high court ruling was on how to interpret NHK's right to edit content in contrast with the responsibilities it holds toward collaborators, as well as whether it would find the alteration of the documentary a result of outside influence.

Although the court did not rule political censorship was

involved, it acknowledged NHK altered the content of the mock tribunal after taking into account the remarks of politicians.

Presiding Judge Toshifumi Minami acknowledged the aired program differed from the original version because NHK "abused its right to edit their program" and breached its contract with the plaintiffs.

"The right of broadcasters to edit the content of their programs must be assured," the

judge said. But he added that VAWW-NET Japan was entitled to receive a prior explanation about the changes made to the program.

Rumiko Nishino, a corepresentative of VAWW-NET Japan who called the alteration "an insult to the (sex slavery) victims" and a "violation of freedom of speech," praised the judgment, calling it a "complete triumph for the plaintiffs."

"If such editing was to be

CONTINUED ON PAGE 2

2007. 1. 30 JT

NHK

CONTINUED FROM PAGE 1

judged as freedom of editing by the media, then any political censorship in the future would be approved," she said.

Lawyers for the plaintiffs added that the verdict "hastily ordered NHK to be self-reliant as a broadcaster" and not be intimidated by political pressure.

According to the suit, VAWW-NHK Japan agreed to cooperate with NHK and the two firms in October 2000 to produce the documentary of the mock tribunal.

The program was created as part of a series on Japan's wartime responsibilities and included testimony by surviving sex slaves as well as soldiers who admitted raping the comfort women.

The tribunal found Emperor Hirohito, known posthumously as Emperor Showa, guilty of crimes against humanity.

But prior to its January 2001 airing, the 44-minute program was shortened to 40 minutes after segments of the verdict and interview footage was edited out.

The plaintiffs claimed it was a result of media interference by LDP politicians, including then Deputy Chief Cabinet Secretary Abe and current LDP policy chief Nakagawa. Both were heading the LDP's panel on history education.



MEMBERS AND SUPPORTERS of Violence Against Women in War Network Japan celebrate in front of the Tokyo High Court on Monday after NHK and two production companies were ordered to pay damages to the nongovernmental group.

KYODO PHOTO

The Tokyo District Court in 2004 ordered Documentary Japan to pay ¥1 million in damages to the Tokyo-based women's rights group, claiming it "gave wrong expectations about the program to the NGO, when the subcontractor had no authority to determine its content." The plaintiffs then appealed and demanded ¥40 million.

But the lower court did not find NHK or NHK Enterprises 21 guilty on grounds that as broadcasters, they were guaranteed the freedom to revise its programs.

The plaintiffs had claimed that if the program was altered because of outside pressure and NHK was not to be

held responsible, it would make it taboo even to discuss sex slavery issues and would be tantamount to government control over the media.

The suit took an unexpected turn in January 2005 when one of NHK's chief producers involved in producing the altered program revealed that editing was "made against the backdrop of political pressure."

"It is obvious that it was altered to gain consent from Mr. Abe and Mr. Nakagawa," the producer said at a news conference.

Despite the whistle-blower's claim, however, NHK and the two politicians denied any censorship was involved.

2007. 1. 30 JT

社説

裁かれた政治への弱さ

NHK

NHKは国会議員らの意図をN度し、当たり障りのないように番組を変更した。

旧日本軍の慰安婦をめぐるNHK教育テレビの番組について、東京高裁はこう指摘した。

そのうえで、判決はNHK側に對し、取材に協力した市民団体へ慰謝料200万円を支払うよう命じた。

NHKは放送の直前に番組を大幅に変えたことを認めながらも、「あくまで自主的に編集した」と主張していた。その主張は通らなかった。

政治家の意向をおしはかつて番組を変えたといふのは、自立したジャーナリズムとはとても言えない。NHKは上告したが、高裁の判断は重い。

裁判になつていたのは8年前に放送された番組で、慰安婦問題を扱う市民団体の「民衆法廷」を取り上げたものだ。ところが、兵士の証言や判決の説明が削られた。このため、市民団体側は事前の混

明と異なる番組になったとして訴えた。一審の東京地裁は被告のうち、孫請けの制作会社の責任だけを認めた。

控訴審に入つて、NHKと政治家との関係が大きな争点になった。NHK幹部が放送前に自民党衆議院議員らと会い、その後、番組が変更された。そうNHKの担当デスクが内部告発をしたからだ。

東京高裁は次のように認定した。NHK幹部はこの番組がNHK予算案の審議に影響を与えないようにしたいと考え、国会議員らに会つた。その際、番組作りは公正・中立に」と言われた。NHK幹部はその発言を必要以上に

重く受け止め、番組に手を加えた。NHK幹部は番組への強い批判を感じ取つたのだらう。NHKは予算案の承認権を国会に握られている。それが番組変更の動機になったと思われる。

自立した編集は報道機関の生命線だ。政治家への抵抗力を持たなければ、公共放送もその使命を果たせない。

この問題は朝日新聞が05年1月に取り上げ、政治家の発言が圧力となつて番組が変わつた、と報じた。今回の判決は政治家の介入までは認めるに至らなかったが、NHKの政治的な配慮を厳しく批判したものだ。

朝日新聞の報道に対しては、政治家とNHKから事実関係について反論があつた。これを受けて検証を要した朝日新聞は、一昨年初、記事の根幹部分は変わらな

いとしたうえで、不確実な情報が含まれてしまつたことを認め、社長が「深く反省する」と表明していた。

取材される側が報道に拘る期待権と編集の自由との関係について判決が指摘したことに注目したい。判決は編集の自由の大切さを指摘したうえで、政治家の意図をおしはかつて今回のケースは「編集権を自ら放棄したものに等しい」と述べ、期待権の侵害を認めた。

編集の自由や報道の自由は民主主義社会の基本だ。取材される側の期待権の拡大解釈を避けるためにも、メディア側の権力からの自立が求められる。

2007.1.30 朝日3面

番組改変訴訟

NHKに賠償命令

東京高裁「議員の意図付度」

原告の期待権認定

日本放送（以下NHK）と、元議員の訴訟で、東京高裁はNHKに賠償命令を出した。NHKは、元議員の「議員の意図付度」を理由に、NHKの番組改変を訴訟した。NHKは、元議員の「議員の意図付度」を理由に、NHKの番組改変を訴訟した。NHKは、元議員の「議員の意図付度」を理由に、NHKの番組改変を訴訟した。

過度の自己規制問題視

NHKは、元議員の「議員の意図付度」を理由に、NHKの番組改変を訴訟した。NHKは、元議員の「議員の意図付度」を理由に、NHKの番組改変を訴訟した。NHKは、元議員の「議員の意図付度」を理由に、NHKの番組改変を訴訟した。

幹部 厳しい判決

NRIKが所定してき
 だにもかゝらず、賭
 博刑罰に際せられた
 同相殺しい
 あるNRIKは同員、刊
 決を請ひて可止せ。

賭博者からの供状。

一に賭のめを

担いかわない
 判決に、感念

年月10日、安
 岡長吉、吉岡

局内に閉塞感があったのは確かで、国会担当幹部の「関与はあってもおかしくない」と思っていた。

ていた南滿洲戦・東大勲授は、「政治家の発露」に過剰反応した幹部が、制作現場に圧力を加えたことを認めている。なお、ねずみは判決だと誤解した。その上で「判決は

番組は、他の番組と比べて敗訴率のかかわりが極めて突出したケースだったと、敗訴を当然

00年10月
12月
01年1月

ドキュメンタリー「ジャパン(DJ)」がパウネットに取材依頼。「番組提案書」を提示
「女性国際戦犯法廷」開催
DJが組曲作業から脱税
松尾は放送局長が立ち会い試写
安藤吉房副長官(当時)と面会
40分版を43分版にカット
40分版に、放送

NHKエンタープライズの話
きよらの判決は、番組内容の説明
やその後の取材活動を通じて、相
手側に番組内容に対する期待感が
生じる点と、説明と取材活動の区
別の自由については、表現の自由を
制約するものであり、到底認めら
れぬ

によつて當ない。
 ドナ・メンタリ・ジ・パンの結
 当社の主張が認められず、大變
 遺憾。判決は、貴國の自由の根柢
 を成す取材の自由を轉かすもので、
 取材の自由を轉かすものとして判
 断を付し、今後の対応を考へたい。

民主原則について厳しく政治家の介入は、判決で批判している。NHKは「要める位置はない」とおろす、腰が引けて深刻に受留止めて反響すべきたと話した。
 一方、首相改選への立にやれ」と言われは「政治家から公正・中なりうるのかを示すべきたと話した。

今回の騒動をめぐる二つの疑問。①は、安部首相、現首相は、NKKKを呼び出したのか。②川内氏・現民政副会長は、NKKK側と、たまたまの誤りか。②は「誤放送」前にNKKK側者に意図したとの内容の記事を載せた。直接に安倍、川内氏とNKKKから「二重」

た財源の確保はあることとした。

放送の前日に開会したの
か。の二点に対する義
判所の判断も煩瑣となっ
ていた。判決は①につい
てはN日K側が安倍氏と
の開会の約束を取り付く
が、続いては95年1月1
日、安倍氏や中川氏に直
接取材したうえで、政治
放送前日にN日K幹部
を呼んで内容の偏りを
指摘し、N日Kが番組の

とて折衝を受けた。
このため、追加取材は
も要まらないとの考え
を示したうえで、二つの
点については秋山武太郎
社長が「取材の詰めの日
さき深く反省しておりま
す」と報告した。

原告が見え
パウネットの西野瑞典
と述べた。原告は、落胆
改革の過程について新た
な証拠調べが必要と、求
められた。原告は、被告
の方向で、裁判官が終
時の判決を待たないで、

「私は被害者、
中川軍氏強調
自衛の中山昭一政綱
会食は29日、NHKの番
組改定をめぐる東京高裁
判決について、あの番組
とほへ切合っていない。
従つて、話し合ひも圧力
のかけようもない」と
主張してきた。これは
はつきりしてもらはない
とど詰つた。国会内で、
記者團の質問に答えた。

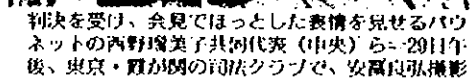
「わがわが聞いていたが、NHK職員の内閣発覚によって山が動いたと聞いた。」「落着いて一月に経ち、上定だったのが、直前に、白らの開議として突きつめる判決、このことをNHKは承えてほしい」と述べた。

庭の活動自体には、興味が
はきまない」としたうえ
で、「あたかも私が蕭組
に圧力をかけたかのよう
に朝日新聞などから非難
され、私は社説をもつて
一激発前にNHKの記者
と喧嘩した。

NHK改革のための懇談会委員を務めた作家の古岡烈さんの話。NHK本体の責任を強く見たのは当然だと思ふ。関本・メムスリ・取材担当手との信頼関係の上で作っているもので、内容を変更するなら、途中で横切すべきだったことをNHKは知っているはずで、無視に「編集権」を主張すべきではなかった。
 番組改革への政治家の介入について

メディア評論家の松田浩さんの話。NHKが政府有力者の意向を過度に付して番組改変した事実を認めたもので、妥当な、しかし勇気ある判決といつてもよい。

戦後、放送番組への政治介入や自己規制の問題になったケースは数限りないが、裁判で争われたのは初めてで、判決の意義は大きい。放送法



内部告発で
山が動いた

原告が会見
パウネットの西野純彌
子共同代表は、判決後の
記者会見で、「審判決裁
府の方向で、控訴審が終
わりかけていたが、N日
K職員の内情告発によっ
て山が動いたと語った。

「清は昨年一月に被害
予定だったが、直前に、
瀬根を刺害。長井隆二、
日Kデスグが内情告発の
続いた。

全員を聞き、改葬の指針
について、政治家の圧力
を奮闘したものだ」と
ことは間違いない。な
と述べた。原告は「瀬根
改葬の過程について、新
な組織網が必要」と述
め、高裁は審判を執行出
時のN日K幹部を被告
に訴人として起訴した。
「政治との関係をいか
に断ち切るか、メディア
からの問題として突きつ
ける判決。このことをN

「私は被害者」
中川軍氏強調
良莠の中間—政綱
食糧は29日、NHKの番
組改変をめぐる東京高裁
判決について、あの番組
やあの（女性国際親法
廷の）活動自体には興味
は全くない」としたうえ
で、「あたかも私が番組
に圧力をかけたかのように
朝日新聞などから非難
され、私は難題をもって
—放送前にNHK職員と—
と論議した。

2007.1.30
朝日35面

市民感覚では当然「表現の自由制約」

期待権「認定」に賛否

「期待権」という習慣のない魚利が、NHK訴訟の勝訴審判決で認められた。特段の事情が認められるときは取材対象者の期待と信頼は法的に保護される。表現の自由を制しかねない期待権が、取材のあり方や制作現場へ影響を与えるのかどうか。期待権を条件つきで認めた判決の弊害は、原告と被告で対照的だ。被告側のNHKは「番組と批判した。編集の自由を過度に制約する」、NHKエンタテインメントは「表現の自由を制約する」、ドキュメントタリージャパンも「取材の自由を脅かす」と批判した。

一方、原告側の飯田正剛弁護士は「取材行為に法が入り込むのは誰かに危なっかしい」と認め、しかし、「期待権が認められる」「特段の事情」について「バランス

をとつて要件を述べてい
る。期待権を政治家や官
僚らが悪用できない形で
法的救済が図られてよか

マスコミ問題に詳しい識者らは、「メディアが萎縮する必要はない」という姿勢で一貫する。右藤正博・独協大法学大学院教授兼憲法は、「期待権を認めたのは妥当」ととらえる。「メディアは、当初伝えた趣旨に変

更があつた場合には取材相手に知らせ、再取材するなど対応が求められてゐることを認識すべき」。

たが、取材対象が政治家などの公人の場合は免責される部分も多いだろうし、取材相手の期待が過度な場合もある。個別に判断すべきだと述べた。

元NHKプロデューサーの津田正夫・立命館大教授（市民メディア論）は「市民感覚から言え

ば、期待権は当然ある」と受け止める。普通の市民は政治家やジャーナリストと違つて公に発言する取材する素材には慎重

る機會は少ないので、取材される側として説明を求めた内容に期待したりするのは当然の防衛策だ。だからといって期待機がいつでも発生するとすると、政治家などに悪用される恐れもある」と危険な側面も指摘した。

川上和久・明治学院大がある」と話した。

2007. 1. 30
 曜日

●

「パウネットなどの本
作番組についての期待と
偶頓」一般に、放送事業
者が番組を制作して放送

「パウネットなどの本件番組についての期待と信頼」一般に、放送事業者が番組を制作して放送する場合、取材で得られ

た累材を編纂して番組を
制作する編纂の自由は取
材の自由、報道の自由の
帰結としても憲法上も保
障されなければならな
い。これが放送法3条の
趣旨にも沿うところで、
取材過程を通じて取材対
象者が何らかの期待を抱
いても、それによつて番

組の編集、制作が不当に制限されてはならない。

他方、取材対象者が取材に応ずるか否かは自由な意思に委ねられ、取材結果がどのように編集・使用されるかは、取材に応ずるか否かの決定の要因となり得る。特にニュース番組とは異なり、本件のようなドキュメンタ

リ「番組または教養番組では、取材対象となつた事実がどの範囲でどのように取り上げられるか、取材対象者の意見や活動がどのように反映されるかは取材される者の重大関心事だ。番組制作者の編集の自由と、取材対象者の自己決定権の關係は、取材者と取材対象者の關係を全体的に考慮して、取材者の意欲などにより取材対象者が期待を抱くのもやむを得ない特段の事情が認められるときは、編集の自由も一定の制約を受け、取材対象者の番組内容に対する期待と信頼が法的に保護されるべきだ。

ドキュメンタリー「ジャパン（J）」の撮影者の提案票の写しを交付して説明した行為、パウネットの協力などにかんがみ

に判決までを模範できるドキュメンタリー番組がそれに準ずるような内容となるとの期待と信頼を抱いたと認められる。【バウネット側の期待と信頼に対する侵害行為】放送された番組は加害兵士の証言、判決の説明などが削除されたため、女性法廷の主働者、趣旨などを認識できず、素材として扱われているにすぎないと認められ、ドキュメンタリー番組などとは相当乖離（かいり）している。バウネット側の期待と信頼に反するものだった。

01年1月24日の段階の番組内容は、バウネット側の期待と信頼を維持するものとなっていた。

しかし、同月20日に階段落組制作に立ち会うことが予想されていた松

反映された形で1回目の修正がされたこと、番組放送当日になって松尾総局長から3分に相当する部分の削除が指示されたことなどを考慮すると、同月28日以降、番組は制作に携わる者の制作方針を離れた形で編纂されていたと認められる。

そのような経緯をたどった理由を検討する。本件番組に対して、番組放送前にもかかわらず、右翼団体などからの抗議など多方面からの関心が寄せられてNHKとしては敏感になっていた。折しもNHKの予算につき国会での承認を得るために各方面への説明を必要とする時期と重なり、NHKの予算担当者や幹部は神経をとがらせていたところ、番組が予算編成な

尾越局長や野間局長が国会議員などとの接触を図った。その際、相手方から番組作りは公正・中立であるようにとの発言がなされたといふもので、時期や発言内容に照らすと松尾越局長が相手方の発言を必要以上に重く受けとめ、その意図を付度（そんたく）してできるだけ当たり障りのないような番組にすることを考へて試写に臨み、直接指示、修正を繰り返して改編が行われたものと認められる。

なお、原告らは政治家などが番組に対して指示をし介入したと主張するが、面談の際、政治家が一般論として述べた以上に番組に関して具体的な話や唆をしたことまでは、証人らの証言によっても認めるに足りない。パウネット側は、中川

一の質問に対し、放送法に基づき公正に行うべきことをNHKに申し入れたと発言するなど、事前のNHK担当者との接触をうかがわせる発言をしている。しかし、同議員はこのインタビューでは01年2月2日に会ったことを明言しており、同議員が番組放送前にNHK担当者に番組について意見を述べたことを認めることは困難だ。

【説明義務違反】放送番組の制作者や取材者は、番組内容や変更などについて説明する旨の約束があるなど特段の事情があるときに限り、説明する法的な義務を負う。本件では、NHKは憲法で保障された編集の権限を乱用または逸脱して変更を行ったもので、自主性、独立性を内容とする

害したことはならぬ。NTKの報道の自由を侵害したことはならぬ。パウネットには番組の内容について期待と信頼が生じた。被告らはそのことを認識していたのだから、特段の事情がある。番組改編の結果、当初の説明とは相当に離れた内容となった。パウネットはこの点の説明を受けていれば、被告らに対して番組から離脱することや善処を申し入れたり、ほかの報道機関などに実情を説明して対抗的な報道を求めたりすることができた。

◇ 朝日新聞はNTK番組の改変問題の報道で「改変」と表記しています。が、判決理由要旨では判決文の表記に従って「改編」を使用しました。

駆け込み施設「HELP」

東南アジアの女性たちの駆け込み施設「HELP」が、開設20年を機にこれまでの活動を小冊子にまとめた。売春を余儀なくされた女性たちの最後のセーフティネットとして、49カ国から6000人を超える女性とその子どもたちを受け入れてきた。「希望の光をいつもかかげて」と題された冊子は、受難に立ち向かい再起した女性たちの貴重な記録になっている。

【小冊子】

受難に立ち向かい再起した女性たち

開設20年機に小冊子

「HELP」は、女性団体「日本キリスト教婦人矯風会」(事務局・東京)が創立100周年にあたる1986年に、女性の緊急一時保護施設として設立した。当時はアローカーにたまされフィリピンやタイから連れて来られた女性たちが数多くおり、「じゃばゆきさん」と呼ばれていた。公的な女性保護施設は外国人を対象にしていなか

当初は外国人の人身売買

日本人のDV被害増える

の来所者数は2493人、その75%が人身売買の被害者で外国人だった。国連ではタイとフィリピンで全体の7割を占

「HELP」は、女性のため、「HELP」めていた。最初ころは外国人の女性やその子どもたちが半強制的に連れて来られた。数年後には子どもも連れて妊娠している女性も増えた。

DV被害者だった。外国女性も日本人男性と結婚して定住する人が年々増える。DV被害者も増えている。母国と二重に苦しむ子どもたちのケアプログラムも作られた。父親の暴力に悩む、心に傷を負った子どもたちを支援する。専門のスタッフが絵画、クラージュなどのアートセラピー、ダンスセラピー、外遊びなどを担当。このほか、退所した子どもたちを支援するイベントも定期的に行っている。冊子は1000円。申し込み、問い合わせは矯風会(TEL 03・38868800)。

冊子は、20年間にわたる国際滞在者のグラフィックやスタッフや「HELP」の活動を支えてきた約40人からのメッセージなども掲載されている。矯風会の元会場で「HELP」設立時から関わってきた高橋久江さんは「女性の人間がどう扱われてきたかが、HELPに助けを求めてきた女性たちの姿から浮かび上がってくる。人身売買による被害者は少なくなってきたが、日本人の夫による外国人女性のDV被害は増えている。パスポートを取り上げ、逃げ道をふさぐ夫も多く、大きな問題だと思ふ」と話す。

2007.1.28 毎日 12面

DV被害者自立困難

3人に2人 月収15万未満

内閣府初調査

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)を逃れるため、自立を目指している人の過半数が、必要な生活費に困っていることが、29日発表の内閣府の調査で明らかになった。配偶者と別居した後、電話がかかってくるなど、待ち伏せされたまま、避難された経験のある人も半数を超えている。DV被害者を対象にした内閣府の調査は初めてで、多くのDV被害者が経済面や生活面で不安を抱えながら自立を目指している実態が浮き彫りとなった。

「追跡された経験」55%

「配偶者からの暴力の被害を受ける配偶者に対する支援」を依頼し、799人が回答した。調査の結果、昨年10～11月に、なごりに対し、相談を受けた。相手から自立して生活する希望があった。都道府県別で、663人への調査結果の配る際、困った点を複数回答で集めた。最も多かったのは、自

DV被害者が配偶者等と離れて生活を始めるときに困ったこと (複数回答)

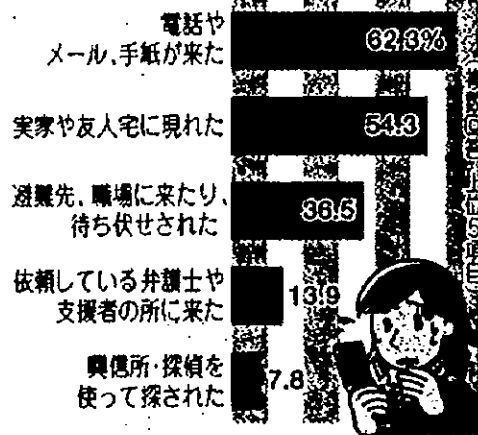
当面の生活に必要なお金がない	54.9%
自分の気持ちや体調が回復していない	52.9%
住民票が移せない	52.6%
裁判や調停に時間やエネルギーを要する	48.9%
相手が休んで家に荷物を取りに行けない	48.1%
適当な就職先がない	36.7%

分の体調や気持ちの回復していない(52.9%)、住所を知らないようにするため住民票を移せない(52.6%)が最も多かった。調査結果は、内閣府男女共同参画局は「DV被害者は様々な困難を抱えており、経済面を含め、幅広い支援を要する必要がある」と分析している。

「経済面の困難」に関連する月収については、回答者の35.3%が「10～15万円未満」、21.7%が「5～10万円未満」、9.5%が「5万円未満」で、全体の36.5%が月収15万円未満で生活していた。調査結果について、内閣府男女共同参画局は「DV被害者は様々な困難を抱えており、経済面を含め、幅広い支援を要する必要がある」と分析している。

DV避難の女性 「夫が追跡」54%

DV被害者が別居後夫らに追跡された形態



調査によると、追跡された形態（複数回答）は「避難先や職場などに電話やメール、手紙が來たり、待ち伏せされた」が62.3%で最も多く、「実家や友人宅に」

電話やメール、待ち伏せ

配偶者や恋人から暴力被害（DV）を受け、現在は離れて生活している被害者のうち54.7%が夫らの「追跡」を受けた経験があることが、内閣府が二十九日発表した「配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査」で分かった。

内閣府「支援さらに強化を」

DVドメスティックバイオレンスの略で、配偶者や恋人による身体的暴力だけでなく、精神的、性的な暴力も含む。2001年10月に、暴力防止と被害者保護を定めたDV防止法が施行された。警察庁によると、05年に全国で警察に届け出たDVは、1万6888件。



離れて生活を始める際の困難（複数回答）については「当面の生活費がない」が54.9%で最も多。続いて「体調や気持ちが悪く回復しない」（52.9%）、「現住所を知られるので住民票を移せない」（52.6%）が多かった。配偶者と離れて生活しているDV被害者のうち女性は98.2%。

この結果について内閣府の担当者は「被害者は避難した瞬間から、さまざまな悩みを抱え込んでいます。支援機をさらに強化する必要があります」と話している。

2007.1.29 東京(4)1面

DV被害者 内閣府が調査

別居しても おびえる日々

内閣府が28日発表した「配偶者からの暴力(DV)の被害者の自立支援等に関する調査」で、現在は配偶者から離れて生活している人の54・7%が、相手から電話や待ち伏せなどで「追跡」された経験のあることが明らかになった。

調査は昨年10～11月、全国のDV被害者の自立支援施設に調査票6631部を配布し、799人が郵送で回答(有効回答率12%)。回答者の88・2%は女性だった。相手からのような「追跡」をされたのか複数回答で聞いたところ、「電話やメール、手紙が来た」が82・3%と最も多く、続いて「実家や友人宅に現れた」

電話や待ち伏せ 経験5割

54・3%▽「家や職場先、職場に來たり、待ち伏せされた」38・6%の順だった。また、DV防止法では、裁判所が被害者の申し立てに基づき、加害者の接近禁止や住宅からの退去を命ずることができるが「追跡」経験者で、裁判所に強制力を持つ保護命令を申し立てていない人は50・3%に達した。理由(複数回答)は、①相手の反応が怖かった「34・8%」②「保護命令制度を知らなかった」28・1%③「精神的余裕がなかった」25・3%。

配偶者と離れて生活を始める際に困ったこと(複数回答)は、「当面の生活をするために必要なお金がない」54・9%▽「自分の体調や気持ちが悪く回復していない」52・9%▽「住所を知られないようにするため住民票を移せない」52・6%の順だった。

2007. 1. 30 毎日(朝) 30面

夫ら「追跡」55%

配偶者や恋人から暴力を経験があることが、内閣
被害（D・V）を受けた現府が29日発表した「配偶
者は離れて生活している者からの暴力被害者の自
被害者のうち54・7％が立支援助等に関する調査
大卒の「道徳」を受けたで分かった。

調査によると、主眼さ
の困難（複数回答）につ
いた形態（複数回答）は
「電話やメール、手紙が
来に」が62・3％で最も
多く、「実家や友人宅に
現れた」が54・3％、
「避難先や職場などに来
たり、待ち伏せされた」
（36・5％）が続いた。
離れて生活始める際
の困難（複数回答）につ
いては、「当面の生活費が
足りず、同居している人
さまな悩みを抱え込んで
いる。支援態勢をさらに
強化する必要がある」と
訴えている。
調査は全国の女性保護
施設などを通じ、昨年10
月に実施。799人が
回答を得た。うち女性
は98・2％。

2007.1.30 唐經